

働き方改革関連法三二説明会

<同一労働同一賃金> に関するご案内

基本給が少なく、
賞与、手当なし

正社員と比べて、こんな
差ありませんか？



パートタイム・有期雇用労働法
キャラクター「パゆう」ちゃん

パートタイム労働者・有期雇用労働者は正社員との間の待遇差について事業主に説明を求めることができるようになります!!

三二説明会の内容について

1. パートタイム・有期雇用労働法のポイントについて
滋賀労働局雇用環境・均等室
2. 実務に即した派遣労働者に係る同一労働・同一賃金について
滋賀労働局 需給調整事業室
3. 個別相談会 (滋賀働き方改革推進支援センター及び滋賀労働局)

実施時間帯 14:00～17:00 (15:30から個別相談会) 参加定員各30名

| 日時 | ミニ説明会開催場所及び所在地 | 会場 |
|-----------|-------------------------------|--------------------|
| 11月20日(水) | ハローワーク東近江(東近江市八日市緑町11-19) | ハローワーク東近江 2階会議室 |
| 11月29日(金) | ハローワーク草津(草津市野村5-17-1) | ハローワーク草津 2階会議室 |
| 12月5日(木) | ハローワーク彦根(彦根市西今町58-3 彦根合同庁舎1F) | ハローワーク彦根 1階会議室 |
| 12月6日(金) | ハローワーク草津(草津市野村5-17-1) | ハローワーク草津 2階会議室 |

労働者に対する待遇に関する説明義務の強化

[補足]
○待遇内容や待遇決定に際しての考慮事項に関する説明義務
○短時間労働者・派遣労働者は規定なし
○説明義務の対象は基本的に「本人の待遇」に関するもののみ
○正社員雇用労働者との待遇差の内容やその理由については説明義務なし

[例]
① 短時間労働者(パート等)
② 有期雇用労働者(契約社員、派遣労働者) (就業規則に規定する労働条件等による待遇の相違)
③ 待遇決定に際しての考慮事項 (就業規則、就業規則(給与) (パート労働法4条第1項))
④ 待遇差の理由(パート労働法4条第1項)
⑤ 待遇差の理由(パート労働法4条第1項)
⑥ 待遇差の理由(パート労働法4条第1項)

[改正]
○有期雇用労働者についても、本人の待遇内容及び待遇決定に際しての考慮事項に関する説明義務を創設。
○短時間労働者・有期雇用労働者・派遣労働者について、事業主に正社員雇用労働者との待遇差の内容・理由等の説明義務(求めた場合)を創設。
○説明を求めた場合の不利益取扱い禁止を規定。

| | 短時間 | 有期 | 派遣 |
|---------------|-----|-----|-----|
| 待遇内容 | ○→○ | ×→○ | ○→○ |
| 待遇決定に際しての考慮事項 | ○→○ | ×→○ | ○→○ |
| 待遇差の内容・理由 | ×→○ | ×→○ | ×→○ |

○: 規定なし □: 規定あり



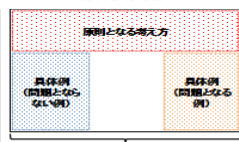
滋賀労働局 需給調整事業室
＜同一労働同一賃金 キャラクター＞

「同一労働同一賃金ガイドライン」の概要① (短時間・有期雇用労働者及び派遣労働者に対する不合理な待遇の禁止等に関する部分)

- このガイドラインは、正社員(有期雇用労働者)と非正規雇用労働者(パートタイム労働者・有期雇用労働者・派遣労働者)との間で、待遇差が存在する場合に、いかなる待遇差が不合理なものであり、いかなる待遇差は不合理なものでないかの、原則となる考え方を具体的に示したものである。
- 基本給、賞与、ボーナス(賞与)、各種手当といった賃金にとどまらず、教育訓練や福利厚生等についても記載。
- このガイドラインに記載がない退職手当、住居手当等の待遇で、異例に該当しない場合についても、不合理な待遇差の解消が求められる。このため、各社の労使により、個別具体的な事項に応じて待遇の相違について協議していくことが求められる。(詳しくはこちら) <http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakuunitsuite/bunya/0000190591.html>

△ 不合理な待遇差の解消に当たり、次の点に留意。

- ・ 正社員の待遇を不利益に改善する場合は、原則として労使の合意が必要であり、就業規則の変更が必要となる場合がある。ただし、正社員と非正規雇用労働者の間の不合理な待遇差を解消するに当たり、基本的に、労働者の合理的な待遇差を解消するに当たり、基本的には、労働者の合理的な待遇差を解消するに当たり、合理的な理由を説明する必要がある。
- ・ 雇用管理区分が異なる場合(例: 総合職、地域限定正社員など)であっても、すべての雇用管理区分に属する正社員との間で不合理な待遇差の解消が求められる。
- ・ 正社員と非正規雇用労働者の間で待遇の内容や相違が認められる場合であっても、正社員との間の不合理な待遇差の解消が求められる。



裁判で争い得る法律整備

参加ご希望の方は別紙(裏面)に必要事項を記載の上、FAXでお申し込みください
参加申込FAX番号: 077-528-5418 (別紙のみFAXしてください)

詳しくは、滋賀労働局職業安定部 需給調整事業室にお問い合わせください。



〒520-0806 大津市打出浜14番15号 滋賀労働総合庁舎5階
電話 077-526-8617 FAX 077-528-5418

各会場とも開催日の前日までに需給調整事業室あて下記FAXによりお申し込みください

FAX 077-528-5418

滋賀労働局職業安定部 需給調整事業室 行
「働き方改革関連法ミニ説明会＜同一労働同一賃金＞」
参加申込書(1～4については全てもれなくご記入ください)

| | | | | |
|-----------------|---|----|---------------------|----|
| 1.事業所名 (企業名) | | | 事業所所在地 (市・町・村まで) | |
| 2.出席者氏名 | 役職 | 氏名 | 役職 | 氏名 |
| 3.連絡先 電話番号 | | | | |
| 4.参加希望日 及び会場 | <p>参加希望日(希望日につきまして①から④の()に丸印を記載ください) ※なお、11月29日(金)と12月6日(金)のハローワーク草津での説明 内容は同じです。</p> <p>①() 11月20日(水) ハローワーク東近江</p> <p>②() 11月29日(金) ハローワーク草津</p> <p>③() 12月5日(木) ハローワーク彦根</p> <p>④() 12月6日(金) ハローワーク草津</p> | | | |

(ご参加の流れ)

- ① 各会場開催日の前日までに本紙に必要事項を記入しFAXでお申し込みください。
- ② この申込書をミニ説明会当日にお持ちください(当日受付で回収させていただきます)。
- 本票で取得した情報は利用目的以外に使用しません。
- 受付の連絡はしませんので、FAX送信が完了したことを送信記録により必ず確認するようしてください。
- お申込みは各会場30名先着順です。お申込み状況により参加いただけない場合があります。あらかじめご了承ください(参加いただけない場合は連絡いたします)。
- **個別相談会のみ参加については、特にこのFAXのご予約は必要ありませんが、各会場3から4ブースを設ける予定をしていますが、時間の都合により、希望者全員の相談ができない場合は、後日、滋賀働き方改革推進支援センターの担当者が個別に対応させていただく予定をしております。**

(お問い合わせ・申込先)滋賀労働局職業安定部 需給調整事業室

電話077-526-8617

FAX 077-528-5418

担当者:高城、西村(幸)